

滋賀県過疎地域持続的発展方針の改定について

1 改定の趣旨

- 令和2年国勢調査の結果に基づき、過疎地域をその区域とする市町村および過疎地域とみなされる区域が、令和4年4月1日付け令和4年総務省・農林水産省・国土交通省告示第3号および第4号により告示され、新たに東近江市の旧永源寺町および旧愛東町ならびに甲良町が過疎法に基づく過疎地域とされたところ。
- 本県では、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき令和3年8月に滋賀県過疎地域持続的発展方針(以下「方針」という。)を策定し取組を進めてきたところであるが、今回の過疎地域の追加により方針を新たに過疎地域とされた地域を含めた内容に改定する。
(方針期間：令和3年度～令和7年度 *5年間(改定前と同様))

2 過疎法に基づく本県の過疎地域

<一部過疎>

長浜市(旧虎姫町、旧木之本町、旧余呉町、旧西浅井町)
高島市(旧朽木村)
東近江市(旧永源寺町*、旧愛東町*)

<全部過疎>

甲良町*

※新たに過疎地域の要件を満たす地域

3 方針の改定内容

<方針の内容>

【方針】

- ・ 過疎地域の持続的発展に関する基本的な事項
- ・ 過疎地域の持続的発展のために実施すべき施策に関する事項

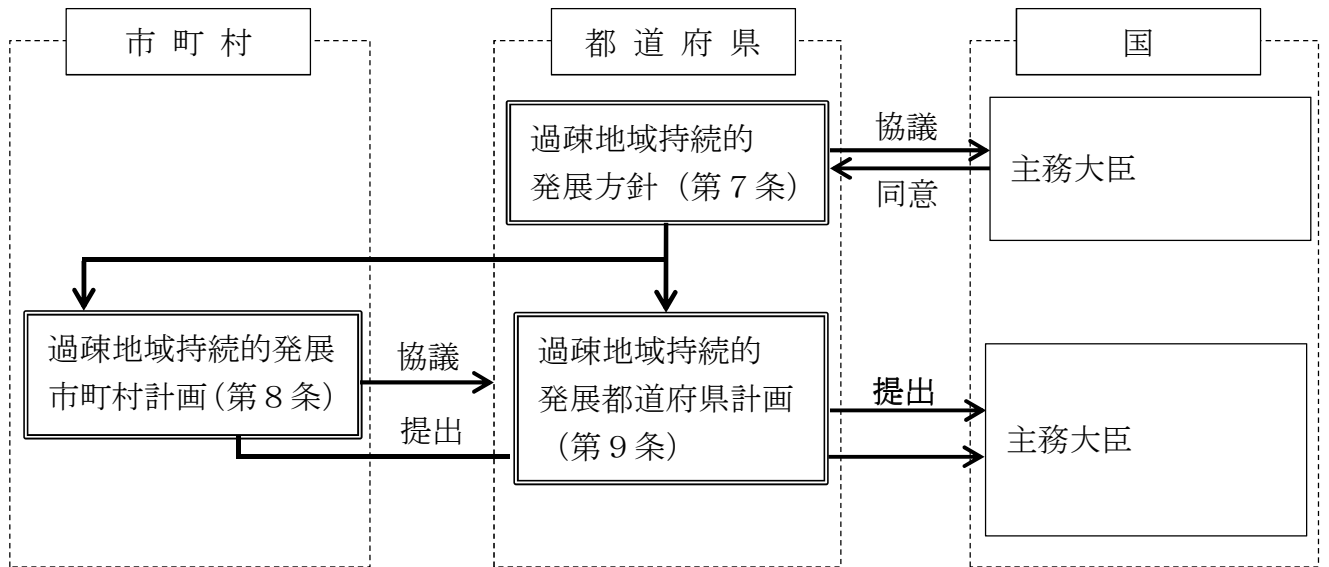
<主な改定内容>

- ・ 東近江市の旧永源寺町および旧愛東町ならびに甲良町の区域を追加
- ・ 新たに追加する市町の意向を踏まえた取組の追加

4 今後の予定

6月上旬 国への協議
6月下旬 方針改定

【過疎法における方針・計画の位置づけ】



【これまでの過疎対策の経緯】

